

大阪狭山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の 人件費率
18年度	57,772人	千円 15,251,071	千円 50,036	千円 4,339,344	% 28.5	% 26.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
18年度	387人	千円 1,678,425	千円 492,893	千円 772,282	千円 2,943,600	千円 7,606	千円 6,809

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 職員数は、18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項（給与削減措置の状況）

① 特別職等の給与削減措置の実施（15年7月～19年3月・19年7月～23年3月）

市長、副市長及び教育長の給与の10%を削減しています。

※ ただし、20年4月～22年3月の2年間は更に5%削減し、15%を削減します。

② 管理職手当の削減措置の実施（15年10月～当分の間）

管理職手当の10%を削減しています。

③ 一般職の給与削減措置の実施（20年4月～22年3月）

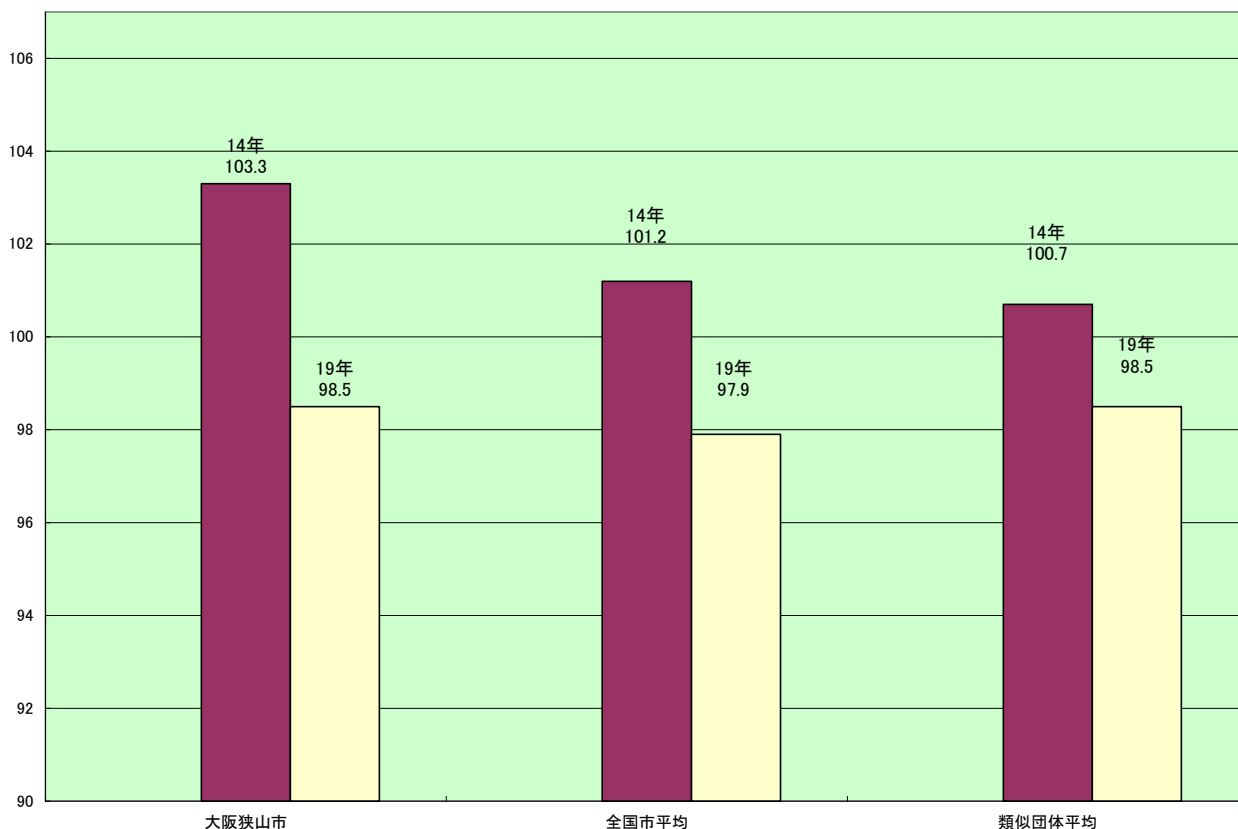
一般職の職員の給与を3%削減します。あわせて、期末手当の支給率を年間0.1月分削減します。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区 分	14年(A)	19年(B)	比較(B-A)
大阪狭山市	103.3	98.5	△4.8
全国市平均	101.2	97.9	△3.3
類似団体平均	100.7	98.5	△2.2

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数として用いられるものです。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。



2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大阪狭山市	45.2歳	363,833円	470,513円	455,303円
大阪府	44.3歳	349,153円	457,708円	409,250円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
類似団体	44.8歳	355,518円	446,117円	412,243円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大阪狭山市	41.8歳	322,500円	396,778円	391,687円
大阪府	47.3歳	323,242円	407,690円	377,457円
国	48.8歳	287,094円	—	320,514円
類似団体	40.7歳	331,155円	391,139円	371,710円

③ 教 育 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大阪狭山市	46.9歳	381,874円	446,137円
大 阪 府	44.4歳	373,682円	454,384円
類似団体	43.3歳	350,335円	399,603円

(注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区 分		大阪狭山市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	183,800円	176,800円	170,200円
	高 校 卒	153,800円	142,800円	138,400円
技能労務職	高 校 卒	148,000円	136,400円	135,600円
	中 学 卒	134,000円	—	—
教 育 職	大 学 卒	183,800円	197,400円	—
	高 校 卒	170,200円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	318,512円	—
	高校卒	—	279,325円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
教 育 職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

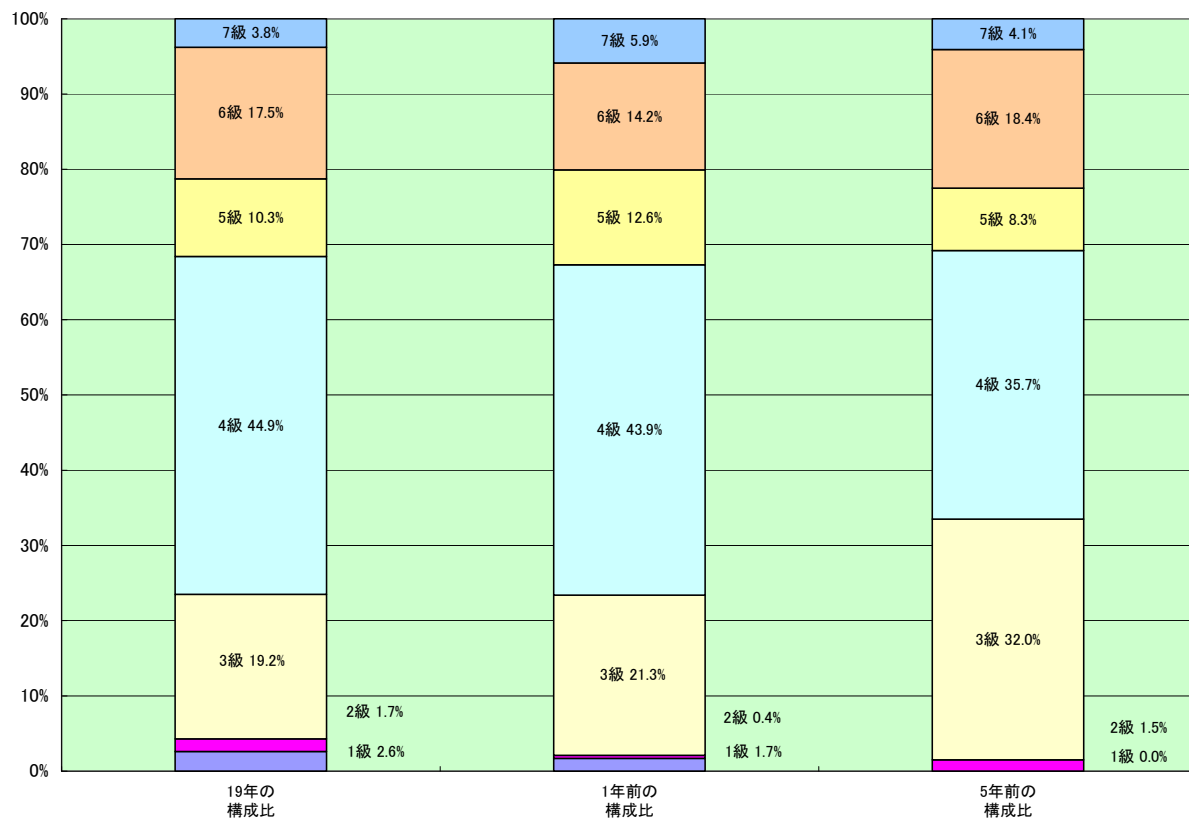
(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいい、それ以外の場合は、就職前の職務経験年数を換算し、在職年数に加算した年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	主査	主幹	課長	部長		
職員数	6人	4人	45人	105人	24人	41人	9人	234人	
構成比	2.6%	1.7%	19.2%	44.9%	10.3%	17.5%	3.8%	100.0%	
参考	1年前の構成比	1.7%	0.4%	21.3%	43.9%	12.6%	14.2%	5.9%	100.0%
	5年前の構成比	0.0%	1.5%	32.0%	35.7%	8.3%	18.4%	4.1%	100.0%

- (注) 1 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、9級制から7級制に変更しています。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分	全職種
職員数 A	436人
19年度 普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	—人
比率 B/A	—%

18年度	職 員 数 A	451人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	— 人
	比 率 B/A	— %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大阪狭山市	大 阪 府	国
1人当たり平均支給額（18年度） 1,970千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,896千円	—
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（19年4月1日現在）

大阪狭山市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分
勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 退職前5年間の役職に応じた調整額	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 退職前5年間の役職に応じた調整額
1人当たり 平均支給額 12,260千円	25,760千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（19年4月1日現在）

支 給 実 績（18年度決算）		199,282千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		463,444 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	10%	415人	10%

(4) 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	2,891千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	62,830円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	10.4%		
支給職員数（19年4月1日現在）	46人		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年4月1日現在）	10.6%		
支給職員1人当たり平均支給月額（19年4月1日現在）	5,478円		
手当の種類（手当数）	8種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	徴収事務に従事した職員	市税、国民健康保険料又は介護保険料を徴収するため実地に訪問し納入の督促及び徴収事務	日額 200円
社会福祉事務手当	実地調査又は指導等に従事した職員	(1)生活保護法の規定に基づきその被保護者又は要保護者の住居等を訪問して実地調査又は指導の業務	日額 300円
		(2)上記以外で、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、これらの者に面接し本人の環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し本人に対し生活指導を行う等の業務	日額 200円
下水処理作業手当	処理作業に従事した職員	管渠等での汚水、汚泥等のしゅんせつ搬出作業	日額 500円
行旅病人等収容護送手当	収容又は護送に従事した職員	(1)行旅病人の収容又は護送 (2)行旅死亡人の収容又は護送	1件 500円 1件3,000円
死獣処理手当	処理作業に従事した職員	犬、猫その他これらに類するものの死体の処理作業	1回 500円
感染症防疫作業手当	消毒作業に従事した職員	感染症の予防消毒作業	1回 500円
危険手当	危険業務に従事した職員	(1)交通を遮断することなく道路上で行う作業 (2)毒物及び劇物取締法規定する薬品等を使用して行う作業 (3)地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	日額 500円
救急出動手当	救急救命士の資格を有する消防職員	救急救命業務	1回 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	57,689千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	134千円
支給実績（17年度決算）	74,607千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	168千円

(6) その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち 2人まで 6,000円 (扶養親族でない配偶者がある場合そのうち1人については、6,500円) 3人目以下 5,000円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は11,000円) 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		71,451千円	246,382円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え23,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が23,000円を超える場合 家賃額に応じて最高27,000円 持家居住者 自ら所有する場合 5,500円 (ただし、新築、購入の場合は、5年を経過するまでは8,000円)	同じ 異なる	 — 2,500円	30,340千円	111,134円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が 55,000 円以下については運賃相当額（6箇月定期券相当分支給） 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同じ		28,196千円	78,539円
管理職手当	管理・監督の職にある職員の役職に応じて、36,000円～72,000円	異なる	給料月額 の100分の25 を超えない 範囲内の額	103,716千円	521,186円
休日勤務手当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ		19,655千円	418,191円

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）（ ）内は19年7月～

区分		給料月額等	
給料	市長	900,000円 (810,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 987,000円 / 435,000円
	副市長	760,000円 (684,000円)	815,000円 / 612,800円
報酬	議長	551,000円	737,200円 / 400,000円
	副議長	494,000円	652,700円 / 350,000円

	議 員	475,000円	590,900円 / 320,000円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(18年度支給割合) 4.45月分	
	議 長 副 議 員	(18年度支給割合) 4.45月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×45/100×在職月数	(1期の手当額) 17,496千円 (支給時期) 任期毎 (19,440千円)
	副 市 長	給料月額×30/100×在職月数	9,850千円 任期毎 (10,944千円)

- (注) 1 給料、報酬及び退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			18年	19年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	欠員補充(2) 欠員不補充(△3) 欠員不補充(△1) 欠員不補充(△4)
		総 務	75	77	2	
		税 務	22	22	0	
		労 働	1	1	0	
		民 生	72	69	△3	
		衛 生	30	30	0	
		農林水産 商 工 土 木	4 3 31	3 3 27	△1 0 △4	
	計	242	236	△6	<参考> 人口1,000人当たり職員数 4.09人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 4.85人)	
		教育部門	90	83	△7	事務の民間等委託(△7)
		消防部門	71	69	△2	欠員不補充(△2)
	小 計	403	388	△15	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.72人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.52人)	
公 営 企 業 等	水 道	21	21	0		
	下 水 道	9	9	0		
	そ の 他	19	19	0		

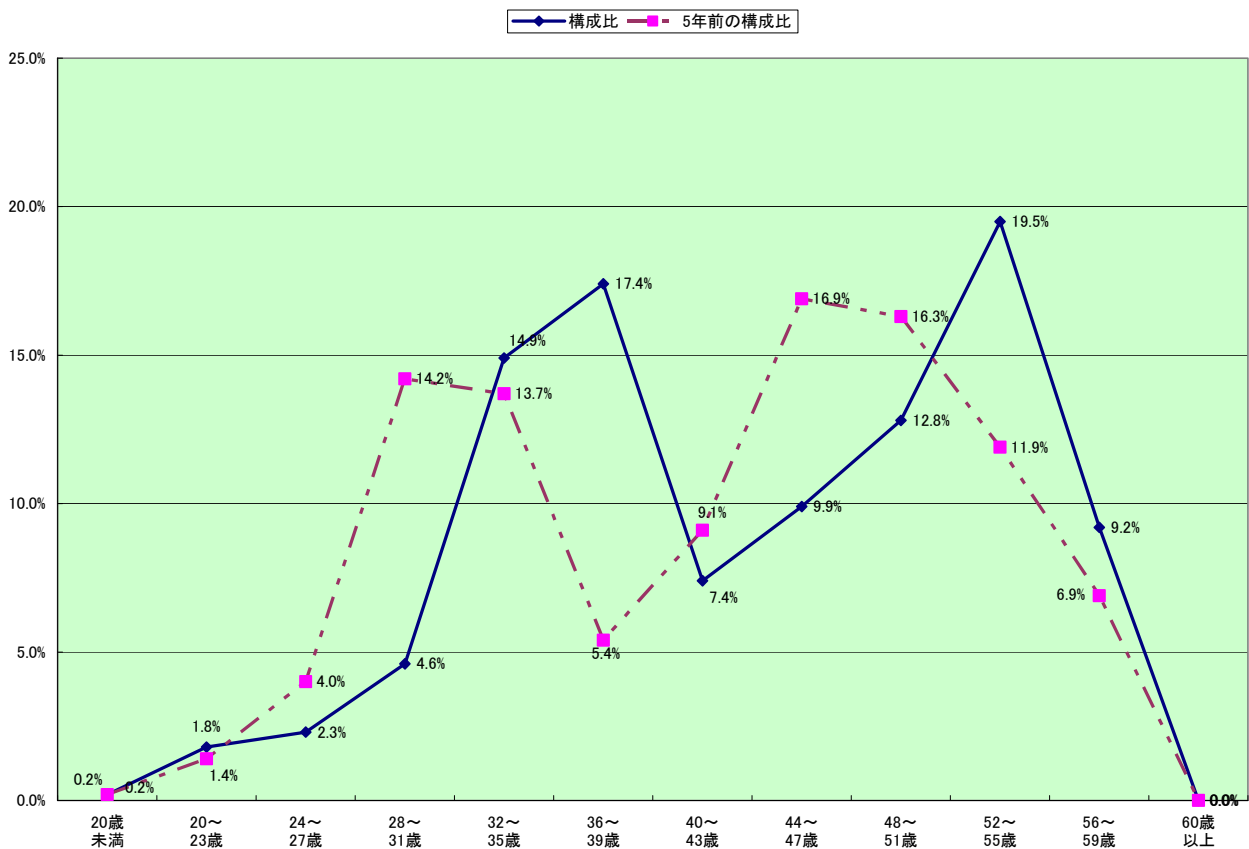
会計部門	小計	49	49	0	
合計		452 [470]	437 [470]	△15 [0]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.56人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、教育長を含みます。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

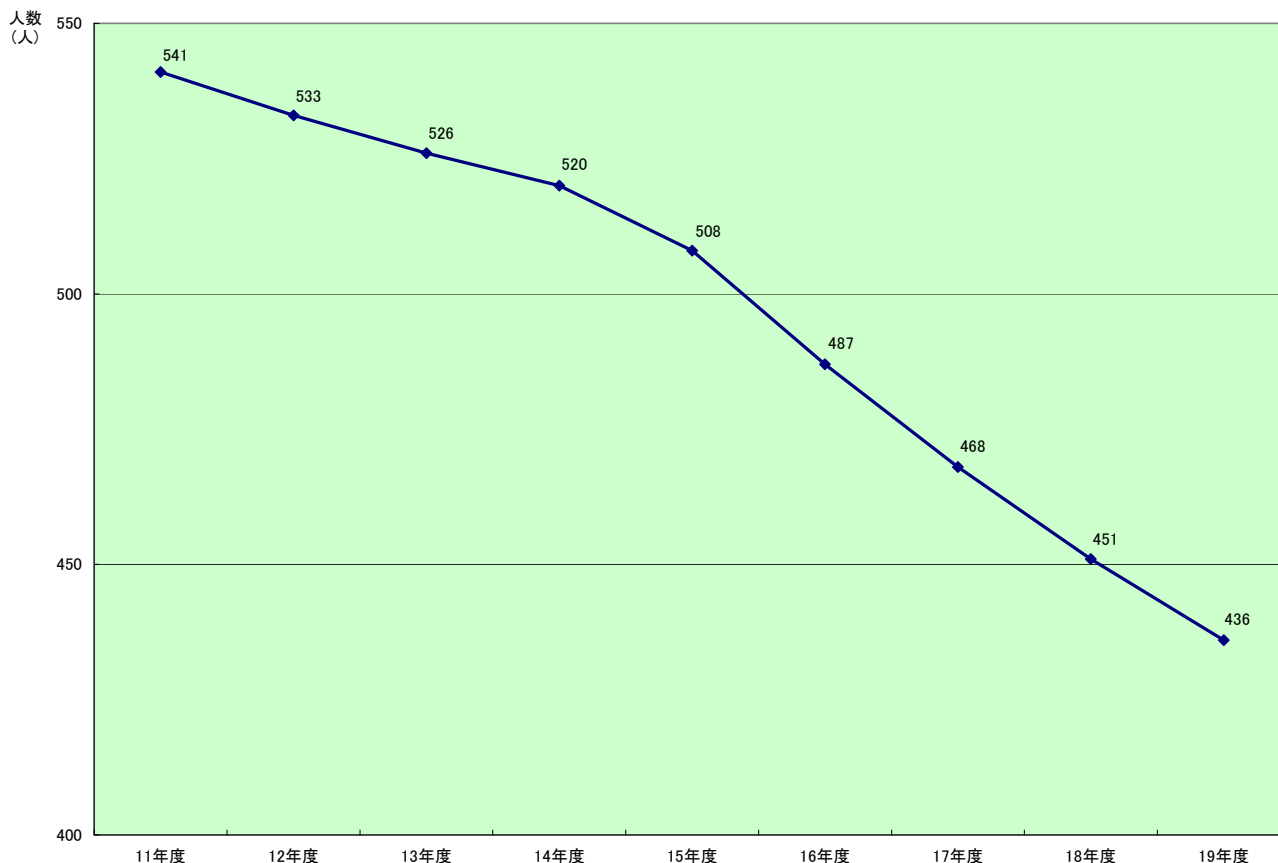
(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計	
職員数	1人	8人	10人	20人	65人	76人	32人	43人	56人	85人	40人	0人	436人	
男女別内訳	男	1人	7人	9人	11人	50人	59人	24人	24人	43人	69人	34人	0人	331人
	女	0人	1人	1人	9人	15人	17人	8人	19人	13人	16人	6人	0人	105人



(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
職員数	541人	533人	526人	520人	508人	487人	468人	451人	436人



(4) 定員適正化計画の状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	5年間で47人（10.0%）の削減を目標とします。

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年4月1日における職員数468人（教育長を除く）を基準として、5年間で47人（10.0%）の職員数の削減を行い、平成22年4月1日における目標職員数を421人とします。

③ 過去の定員適正化の実績（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		増減数	増減率
		12年	18年		
一般行政		289	242	△47	△16.3%

特別行政	198	161	△37	△18.7%
公営企業等会計	47	49	2	4.3%
計	534	452	△82	△15.4%

(注) 職員数には教育長を含みます。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)17年度の 総費用に占める職 員給与比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	1,231,951	98,086	208,953	17.0	20.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
18年度	21人	千円 95,944	千円 27,133	千円 45,100	千円 168,177	千円 8,008	千円 6,895

(注) 1 職員手当には退職給与金は含んでいません。

2 職員数は、19年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項（給与抑制措置の状況）

① 管理職手当の削減措置の実施（15年10月～当分の間）

管理職手当の10%を削減しています。

② 一般職の給与削減措置の実施（20年4月～22年3月）

一般職の職員の給与を3%削減します。あわせて、期末手当の支給率を年間0.1月分削減します。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大阪狭山市	47.7歳	441,196円	665,208円
団体平均	45.3歳	375,666円	572,943円
事業者	—歳	—	—円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大阪狭山市	一般行政職
1人当たり平均支給額（18年度） 2,148千円	1人当たり平均支給額（18年度） 2,060千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

大阪狭山市	一般行政職
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 退職前5年間の役職に応じた調整額 1人当たり 平均支給額 0千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 退職前5年間の役職に応じた調整額 1人当たり 平均支給額 10,481千円
勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
0千円	28,116千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）			10,755千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（18年度決算）			512千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10%	21人	10%

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）	0.0%		
支給職員数（19年4月1日現在）	7人		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年4月1日現在）	33.3%		
支給職員1人当たり平均支給月額（19年4月1日現在）	2,000円		
手当の種類（手当数）	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	徴収業務に従事した職員	徴収業務	日額 200円
危険手当	危険業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法に規定する薬品等を使用して行う作業	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（18年度決算）	1,752千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	83千円
支給実績（17年度決算）	1,866千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	75千円

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち 2人まで 6,000円 (扶養親族でない配偶者がある場合そのうち1人については、6,500円) 3人目以下 5,000円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、扶養親族のうち1人は11,000円) 16歳から22歳の子がある場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		4,482千円	249,000円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え23,000円まで 家賃額に応じて最高11,000円 家賃が23,000円を超える場合 家賃額に応じて最高27,000円 持家居住者 自ら所有する場合 5,500円 (ただし、新築、購入の場合は、5年を経過するまでは8,000円)	同じ		1,176千円	69,206円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃が55,000円以下については運賃相当額（6箇月定期券相当分支給） 自動車等交通用具使用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同じ		1,359千円	79,955円
手管理職	管理・監督の職にある職員の役職に応じて、36,000円～72,000円	同じ		7,128千円	548,307円
手休日勤務	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ		— 千円	— 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

水道事業職員の数値目標などについては、市の定員適正化計画に含まれています。

大阪狭山市技能労務職員等の見直しに向けた取組方針について

1 現状

① 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大阪狭山市	41.8歳	25人	322,500円	396,778円	391,687円
うち清掃職員	35.2歳	8人	278,150円	358,062円	342,153円
うち学校給食調理員	43.8歳	11人	344,627円	416,295円	同左
うち校務員	40.2歳	4人	304,800円	389,570円	同左
うちその他	59.0歳	2人	413,600円	458,710円	同左
大阪府	47.3歳	—	323,242円	407,690円	377,457円
国	48.8歳	—	287,094円	—	320,514円
類似団体	47.0歳	—	331,155円	391,139円	371,710円

民 間		
対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額
廃棄処理業従業員	43.3歳	299,800円
調理士	43.1歳	260,500円
用務員	53.9歳	227,200円

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料月額の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものです。
- ※ 「その他」とは、保育所調理員をいいます。
- ※ 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16年から平成18年までの3ヵ年の平均)
- ※ 市の技能労務職員の職種と民間の職種などの比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません。

② 年齢別職員数

区分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
清掃職員	-	-	2人	3人	3人	-	-	-	-	-	-	8人
学校給食調理員	-	-	-	4人	-	2人	2人	1人	-	2人	-	11人

校務員	-	-	-	3人	-	-	-	-	-	1人	-	4人
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2人	-	2人
合計	-	-	2人	10人	3人	2人	2人	1人	-	5人	-	25人

③ その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（一）を適用

イ 特殊勤務手当

名 称	支 給 要 件	支 給 額
死獣処理手当	犬、猫その他これらに類するものの死体の処理作業に従事した職員	1回につき 500円
危険手当	交通を遮断することなく道路上で行う作業に従事した職員	1回につき 500円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給を標準として昇給
ただし、57歳を超える場合は、2号給

2 基本的な考え方

- 職員の給与に係る各種制度などについて、国家公務員の給与の状況を踏まえ、府及び府内市町村との均衡を考慮しながら、市民の理解が得られるよう適正化に努めます。
- 特に技能労務職員の給与については、国の同種の職員の給与を参考にするとともに、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも考慮しながら、適正な給与制度の運用に努めます。

3 具体的な取組内容

(平成17年度)

- 特殊勤務手当について、給食業務手当を廃止するとともに、支給方法を月額から日額に見直しを行った。
- 退職時の特別昇給の廃止を行った。
- 住居手当の一律支給の廃止を行った。

(平成18年度)

- 給与構造改革の実施により給料水準の引下げ、枠外昇給制度の廃止、57歳以上の職員の昇給抑制を行った。

4 その他

- 退職不補充
- 給食調理業務の一部民間委託の検討
- 職種変更の検討